

(請求人による通し番号 9 - 2)

2023 (令和 5) 年 8 月 23 日更新として上尾市 HP で公開された「上尾市いじめ問題調査報告書の公表について」、『調査報告書』、「保護者からの所見」、また、関係する法令、昨年度の上尾市総合会議の議題に基づき、後述する (1) ~ (3) についての情報の開示を求めます。なお、仮に文書・資料等が無い場合においても、「上尾市情報公開条例第 26 条」による積極的な情報の提供をお願いいたします。

[本情報公開請求の前提となる資料と法令等]

① 『調査報告書』 P. 10

(8) 上尾市教育委員会は、令和 4 年 7 月 15 日に、本件いじめ行為について、いじめ重大事態であると認知していたが、上尾市長に報告したのは、2 週間後の同月 29 日付け「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について (報告)」によってであった。

② 「保護者からの所見」の次の記述

4-2-2. 本報告書 P10 (8)

いじめ重大事態の市長への報告が二週間も経過している

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

第 8 重大事態の発生報告

学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている(法第 29 条から第 32 条まで)。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることになる。

③ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (地教行法) 第 1 条の 4

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

④ 昨年度開催された「上尾市総合教育会議」の議題

2022 (令和 4) 年度 上尾市総合教育会議

第 1 回 2022. 11. 22 議題 (1) 英語教育について (2) 中学校部活動について

第 2 回 2023. 01. 25 議題 (1) ウィズコロナにおける本市の学校教育について  
上記 2 回とも市長による開催 (担当 = 秘書政策課)。

(1) 上記資料③のとおり、**地教行法第1条の4**では、「**児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置**」の協議のために**総合教育会議**を設けています。

資料①・②のとおり、上尾市長は2022.07.29に「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)」(以下、「本件いじめ行為」)を了知していますが、昨年度の「上尾市総合教育会議」の議題は上記資料④のとおりです。

そこで、なぜ市長は2022.07.29に「本件いじめ行為」の報告を受けているにもかかわらず、速やかに「本件いじめ行為」に関する協議のための上尾市総合教育会議を開催しなかったのか、その理由あるいは経緯が判別できる文書・資料等。

(2) 2022.07.29以降、本請求書受理日までの間に、上尾市長として「本件いじめ行為」の被害者側(被害生徒や被害生徒の両親)に対して謝罪をしたこと、あるいは今後謝罪をする予定であることが判別できる文書・資料等。

(3) 「本件いじめ行為」に関して、上尾市長として市民に謝罪を含めた見解を公表したこと、あるいは今後見解を公表する予定であることが判別できる文書・資料等。